

よこすか

第35号

消費生活レポート

今回の話題

「商品をSNSで宣伝すると報酬がもらえる」という儲け話にご注意！

インターネット通販サイトで商品等を購入し、その商品等についてSNSで宣伝すると商品購入代金が支払われるほか、報酬等の収入があるといった儲け話に関する相談が全国の消費生活センター等に寄せられています。



相談事例をみると「多額の商品を購入したが、報酬を振り込んでくれるはずの事業者から報酬が支払われず、連絡も取れなくなった」「受け取った報酬を返金するように言われた」などの相談が寄せられています。今回の消費生活レポートでは、トラブルを未然に防止するため、相談事例とその対処方法をご紹介します。

相談事例

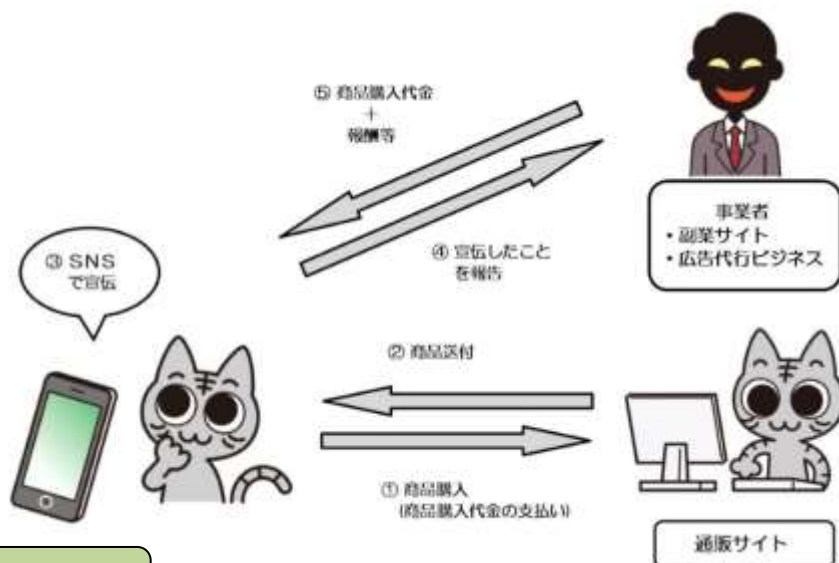
【事例1】

商品を購入し、SNSで宣伝すればクレジットカードのポイントが貯まるという広告代行ビジネスの事業者を知人から紹介された。実際に事業者に指定された食品、日用品、化粧品などをクレジットカードで約150万円分購入し、SNSで宣伝したところ、商品購入代金が全額入金されクレジットカードのポイントも貯まったので、翌月は約400万円分の商品を購入した。しかし、事業者からの入金がなく、クレジットカード会社に支払いができなくなってしまった。このまま約400万円の商品購入代金を支払わなければならないのか。

【事例2】

求人サイトで在宅ワークを探していたところ「商品、サービスを試してお小遣いを手に入れる」などと記載された副業サイトを見つけ、興味があったので登録した。仕事内容は副業サイト内で紹介されている商品やサービスを自分で選んで購入し、使用後の感想等のコメントと副業サイトのURLを自分が利用しているSNSに投稿すると、謝礼として商品代金全額と報酬がもらえるというものだった。健康食品や化粧品など合計5,000円をクレジットカードの一括払いで購入し、商品を使用後、領収証とSNSへ投稿した画像を添付して副業サイトへ申請したら、直ぐに謝礼として商品購入代金を含む1万円が振り込まれた。ところが後日、健康食品の分の謝礼は返金するよう事業者から連絡があった。返金の理由を尋ねたが回答出来ないと言われた。

図「商品をSNSで宣伝すると報酬がもらえる」という儲け話の仕組みの一例



アドバイス

(1) うまい話を持ちかけられても、鵜呑みにしないようにしましょう。

相談事例には、最初は商品購入代金や報酬が支払われたため、事業者を信用し、さらに商品を100万円分以上も購入したところ、入金がなくなり、事業者と連絡も取れなくなったケースもあります。

「簡単に儲かる」などと副業サイト等に掲載されていたり、友人等から紹介されたりしても、その内容を鵜呑みにせず、慎重に判断しましょう。

(2) 勧められるがままに多額の商品を購入することは危険です。

相談事例には、クレジットカードで多額の商品を購入したが、約束の商品購入代金の入金がなかったため自分の預金を崩して支払ったり、借金せざるを得なくなったりしたケースもあります。

こうした儲け話では、消費者がSNSで商品を宣伝するだけで本当に利益が生まれているのか、なぜ消費者に報酬が支払われるのかといった儲かる仕組みがよく分かりません。勧められるがままに多額の商品を購入することは危険です。

(3) 不安に思った場合やトラブルになった場合はすぐに消費生活センターに相談しましょう。

出典：国民生活センター <http://www.kokusen.go.jp/>

「商品を SNS で宣伝すると報酬がもらえる」といって多額の商品を購入させる儲け話にご注意！
http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20190411_1.pdf

■消費生活相談窓口（横須賀市消費生活センター）



- 電話 821-1314（相談専用電話）
- 相談受付時間 月曜日～金曜日 9:00～16:00
（祝日、年末年始の休館日は除く）

※ 対象は横須賀市民のみです